

## アーチェリー競技実施要領（身体）

### 1. 競技規則

令和6年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本パラスポーツ協会制定）及び全日本アーチェリー連盟競技規則（（公社）全日本アーチェリー連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 2. 競技種目

（1）競技種目は男女とも次のとおりとする。

ア 50m・30mラウンド（50m・30m）

イ 30mダブルラウンド（30m・30m）

（2）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

### 3. 競技方法

（1）1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。

（2）行射時間は3射2分以内とする。

（3）看的・矢取りが困難な競技者は、競技運営主管団体に委任することができる。

（4）椅子使用は、競技上有利にならなければ認めない。ただし、いすは背もたれ肘掛など体を支える構造があってはならない。

（5）車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

（6）障害区分1（第8頸髄まで残存）、障害区分3（上肢障害）の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、障害区分1及び障害区分3以外の競技者で上肢にも障害があり、補助具を使用しないと行射できない競技者も、審判長の承認を得れば使用することができる。

（7）障害区分1または特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。

### 4. 用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、当日用具検査を受けたものを使用する。

### 5. 服装等

（1）競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。

（2）番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者の背部または車いすの後方に取り付け、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。指定の場所への表示が難しい場合は、別途指示する。

## 6. 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

## 7. その他

- (1) 30mの標的競技の経験者以外は危険なので出場できない。  
グリーンバッヂ(安全バッヂ)所持者が望ましい。
- (2) 競技会場においては、競技中のみならず係員の指示に従うこと。